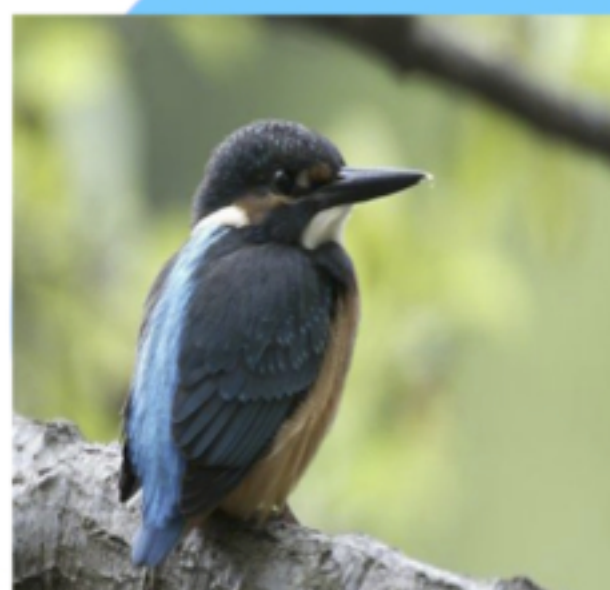


あいかわ町民活動
サポートセンター
利用手引き

あ



い



か



わ

設立目的

- あいかわ町民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」）は、誰もが心豊かで住みよいまちづくりを目指し、ボランティアやNPOなど町民皆さんの自主的・自立的な町民公益活動（以下「公益活動」）を促進するための活動拠点として設立しました。
- 多くの方が利用しやすいよう、利用者の皆さんと共に考え、共に創りあげていく町民皆さんが主役のサポートセンターを目指します。

機能

- サポートセンターでは、公益活動を支援するため、次のような機能を提供しています。

相談コーナー

公益活動のことをもっと知りたい、活動してみたい人のために、常駐する職員（以下「サポートセンタースタッフ」）が公益活動に関する各種相談に応じています。

情報コーナー

どんな公益活動団体（以下「団体」）があるか知りたい人や自分たちの活動をもっと知ってもらいたい人のために、掲示板やホームページ、チラシなどの設置スペースを設け、団体の紹介、講座・研修の案内など公益活動に関する情報を提供しています。

フリースペース

活動の打合せをしたい人のために、予約なしで利用できる（無料）フリースペースを提供しています。また、様々な人が利用することで、活動者の交流の場としてご利用いただけます。

作業スペース

会報、チラシの作成など作業したい人のために、コピー機、印刷機、パソコン等を備えたスペースを提供しています。

講座・研修

公益活動をしたい人やスキルアップしたい人のために、公益活動に関する各種講座や研修などを実施します。

利用対象者

- 利用対象者は、次の要件を満たす団体および個人とします。

自主性

自主的・自立的な活動であること。

非営利性

営利を目的としていない活動であること。

公益性

不特定多数の利益につながる活動であること。

なお、趣味や娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの活動でも、不特定多数の利益につながる活動である場合は、公益性があると判断します。

- 次のいずれかに該当する場合は、利用できません。
 - サポートセンターの設置目的に反するおそれがあると認めるとき。
 - 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

- 政治的活動（政党が主催する講演会等のチラシの印刷、配布など）又は宗教的活動（布教活動など）に使用するおそれがあると認めるとき。
- 営利目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- その他センターの管理及び運営上支障があると認めるとき。

休所日・開所時間

休所日

- 毎週水曜日
- 年末年始（12月29日～1月3日）
- 施設点検日

開所時間

原則、午前9時30分から午後9時まで（ただし、節電対策として当面の開所時間は、日曜・月曜・金曜・土曜日が午後5時まで、火曜・木曜日が午後7時までとなります。）

なお、開所時間は、準備や片付けを含めた時間となりますので、ご協力願います。

利用方法

- サポートセンターの利用者は、受付にて「あいかわ町民活動サポートセンター利用者名簿」に記入をお願いします。フリースペース、コピー機、印刷機、パソコンなどが利用できます。

登録

- 利用者のうち、団体については、原則として、事前に登録をお願いします。登録をした場合は、次の設備等を利用することができます。

なお、登録を希望しない場合は、この限りではありません。

- 住民活動災害保障制度（ふれあい保険）の対象になります。

（ただし、スポーツ活動を目的として構成された任意の団体のスポーツ活動中の事故は対象外になります。）

- ロッカーやレターケース（設置数を超えた場合は抽選）を無料で利用できます。
- 団体の情報をホームページや掲示板などで紹介します。
- サポートセンターが主催する各種講座や研修などの事業に参加できます。

- 登録を希望する団体は、次の手順により登録をしてください。

ステップ 1

団体の活動内容について、サポートセンタースタッフがお尋ねします。

ステップ 2

「あいかわ町民活動サポートセンター団体登録申請書」に必要事項を記入してください。

ステップ 3

「あいかわ町民活動サポートセンター団体登録申請書」のほかに、「会員名簿」、活動の目的や内容がわかる資料（会則やチラシ等）をあわせて提出してください。

ステップ 4

申請内容を確認し、登録の可否決定後、速やかに「あいかわ町民活動サポートセン

ター団体登録承認（非承認）通知書」を送付します。

なお、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに受付に申し出てください。

受 付

- 受付では、各種利用手続の案内や備品等の利用方法について説明をしています。
- 受付には、公益活動に関する知識を有するサポートセンタースタッフを配置し、各種相談に応じています。
- その他不明な点は、お気軽にご相談ください。

フリースペース

- フリースペースは、予約なしで利用（無料）できる打ち合わせスペースです。
- 空いている席を自由にお使いください。
- テーブル・イス等を移動した場合は、利用後、元の位置に戻してください。
- 間仕切りを利用することもできますので、受付にご相談ください。
- 自由に利用できるスペースのため、1団体で貸し切って使用することはできません。互いに譲り合ってご利用ください。

作業スペース

- 作業スペースは、コピー機、印刷機、パソコン等を備えており、会報、チラシの作成など作業するためのスペースです。
- 設置機器については、次のとおりです。

コピー機

白黒コピーは1面10円（用紙代含む）、カラーコピーは1面50円（用紙代含む）

です。

印刷機

製版は1回50円、印刷は50面ごとに10円（用紙は持参）です。

パソコン

- パソコンの利用は、無料です。ただし、プリントアウトする場合は、1面10円（用紙代含む）です。
- パソコンの利用は、1回1時間までとします。ただし、次の利用者がいない場合は連続して利用することができます。
- データは、パソコン内に保存できませんので、利用者が記録媒体（フロッピー、CD-R等）に保存してください。（パソコン内のデータは、毎日自動的に消去されてしまいます。）
- はじめて機器を使用される方は、受付に声をお掛けください。機器の使用方法をご説明します。
- 印刷機使用に伴う用紙、ホチキス針、記録媒体などの消耗品は、各自持参してください。
- 機器の使用にあたっては、ケガのないよう十分ご注意ください。

情報コーナー

- 情報コーナーは、掲示板やホームページ、チラシなどの設置スペースを設け、団体等の紹介、各種講座・研修の案内など公益活動に関する情報を提供しています。

ホームページ

- サポートセンターのホームページでは、団体の活動紹介、各種講座・研修の案内など公益活動に関する情報を提供しています。ホームページは、パソコンで閲覧で

きます。

- 情報提供したい団体は、事前に登録をしてください。

掲示板

- 掲示板では、サポートセンターからのお知らせや団体等の活動紹介、会員の募集、イベント情報など公益活動に関する情報を提供しています。ご自由にご覧ください。
- 情報提供したい団体は、事前に登録をしてください。
- 掲示板を利用したい団体は、チラシやポスター等の掲示物を1部受付までお持ちください。大きさは、原則A3版までとします。
- 掲示期間は、原則3ヵ月までとします。掲示期間の終了した掲示物は、サポートセンタースタッフが団体ファイルに綴じます。
- 施設の目的から外れたチラシ等は、撤去することがあります。

図書

- 公益活動に関する書籍、刊行物等の図書をご利用いただけます。
- 図書は、サポートセンター内でご利用ください。

ロッカーの利用

- 団体の事務用品等の保管に利用するため、ロッカーを無料で貸し出します。そのため、公益活動の目的以外で利用することがないようにお願いします。
- 貸し出しは、登録団体のみとします。個人への貸し出しはいたしません。
- 貸し出し期間は、1年単位（4月～翌年3月）で、毎年3月に次年度の募集更新をします。ただし、応募多数の場合は、抽選とします。
- 空きがある場合には、随時申し込みを受け付けます。
- 利用団体には、ロッカーカードをお渡ししますので、責任を持って保管してくだ

さい。ロッカーを利用する際、受付にロッカーカードを提示して、ロッカーキーをお受け取りください。

レターケースの利用

- 団体間や団体内の連絡等に利用するため、レターケースを無料で貸し出します。
- 貸し出しは、登録団体のみとします。個人への貸し出しはいたしません。
- 貸し出し期間は、1年単位（4月～翌年3月）で、毎年3月に次年度の募集更新をします。応募多数の場合は、抽選とします。
- 空きがある場合には、随時申し込みを受け付けます。
- 利用者は、月1回以上は、レターケースを確認するようお願いします。

利用にあたって

- サポートセンター内での軽い飲食は可能ですが、飲酒・喫煙はお断りしています。
- ゴミは、利用者がお持ち帰りください。
- 利用者同士が譲り合いの心を持ち、他の利用者の迷惑になるような利用はご遠慮ください。
- 利用した備品等については、利用後、元の位置に戻すなど原状回復をお願いいたします。

多くの町民の方が利用しやすいように、
利用者のみなさんと共に考え、共に創り
あげていく町民皆さんが主役のサポート
センターへ！

あいかわ町民活動サポートセンター 問い合わせ先

〒243-0392 愛川町角田 2 5 1 - 1

TEL 0 4 6 - 2 0 5 - 1 3 2 3

FAX 0 4 6 - 2 0 5 - 1 3 2 4

Eメール ai-saposen@bz01.plala.or.jp